

大阪市水道局体験型研修センターの利用に関する要綱

制 定（平成 26 年 5 月 2 日付け局長決）
最近改正（令和 8 年 3 月 9 日研修・厚生担当課長決）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、大阪市水道局体験型研修センターの各施設（以下「センター施設」という。）の局以外の者による利用に関し、必要な事項を定める。

（利用目的）

第 2 条 センター施設は、事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について（昭和 40 年 2 月 6 日局長決）（以下「審査基準」という。）第 1 項に該当する場合に、その本来の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可するものとする。

（施設）

第 3 条 センター施設は、次の施設ごとに利用できるものとする。

- (1) セミナー棟第 1 研修室
- (2) セミナー棟第 2 研修室
- (3) セミナー棟第 3 研修室
- (4) 給水施設棟
- (5) 配水施設棟
- (6) 機械電気棟
- (7) 浄水施設棟

（利用時間）

第 4 条 センター施設を利用できる時間単位は次の各号のとおりとする。ただし、利用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

- (1) 全 日：午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 午前半日：午前 9 時から午後 1 時まで
- (3) 午後半日：午後 1 時から午後 5 時まで

（利用料）

第 5 条 利用料は、センター施設を利用するにあたっての基本利用料及び研修機器の利用料より構成するものとする。

2 基本利用料は、第 3 条の施設ごとに定める。

3 利用料は 1 日あたりの額とし、半日利用の場合はその 2 分の 1 の額とする。

（利用料の算定）

第 6 条 利用料は、次に掲げる号ごとに、その合計額の 100 円未満の額を切り上げて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(1) 基本利用料

ア 建 物 大阪市水道局資産規程第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項第 3 号に係る使用料算定基準（令和 2 年 3 月 30 日局長決裁）の規定に基づき算出した金額

イ 研修設備 大阪市水道局資産規程（令和 2 年 12 月 25 日大阪市水道事業管理規程第 31 号。以下「資産規程」という）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づく使用料として、当該年度または又は減価償却が終了した

場合における最終年度の減価償却額を当該年度の稼働日数で除したものの額

- ウ 光熱水費 各施設の利用に応じた料金に相当する額
- エ 維持管理経費 上記イの算定額に10分の2を乗じて得た額

(2) 研修機器利用料

- ア 研修機器 資産規程15条第1項第3号の規定に基づく使用料として、当該年度または又は減価償却が終了した場合における最終年度の減価償却額を当該年度の稼働日数で除したものの額
- イ 維持管理経費 上記アの算定額に10分の2を乗じて得た額

(1) 材料費

- ア 材料費 当該年度の前年度以前の直近に購入した額（税抜額）
- イ 諸経費 上記アの額に10分の2を乗じて得た額

(減免)

第7条 事業用資産目的外使用許可等・普通資産貸付けに係る減免指針（平成20年6月19日局長決。以下「減免指針」という。）に基づき、当局行政を補完・推進するもので、当局事務事業と密接な関連がある場合（営利目的であるものを除く。）には、利用料のうち基本利用料、研修機器利用料について減免するものとする。

2 減免の申請をしようとするものは、次条第1号に掲げる受付期間内に、同条第2号に掲げる提出先まで申請を行うものとする。

（使用許可申請手続）

第8条 センター施設を利用しようとする者は、事業用資産使用申請書に必要事項を記入の上、次に掲げる受付期間内に、提出先まで使用許可申請するものとする。

(1) 受付期間

使用開始希望日の4か月前から40日前まで

(2) 提出先

大阪市水道局 総務部職員課（研修・厚生担当） 体験型研修センター

（使用許可）

第9条 使用許可の申請があった場合には、研修・厚生担当課長は、その内容を審査して管財課長に報告し、許可あるいは不許可を決定し、通知するものとする。

（使用許可の変更又は取消）

第10条 使用許可を受けた者が、使用内容・期間等の変更あるいは使用そのものを取り消そうとする場合には、使用日の2週間前までに第8条第2号に定める提出先まで申請するものとする。

2 研修・厚生担当課長は、その内容を審査して管財課長に報告し、変更又は取消にかかる許可あるいは不許可を決定し、通知するものとする。

（利用料の支払い）

第11条 使用許可を受けた者は、利用料を大阪市水道局が発行する納入通知書により納付期限（使用開始日の前日）までに支払うものとする。

（利用にあたっての条件）

第12条 使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) センター施設への入場にあたっては、セミナー棟事務室にて「体験型研修センター施設利用者管理簿」に必要事項を記入しなければならない。

- (2) センター施設の利用にあたっては、常に安全管理に努め、利用中に事故が生じた場合には使用許可を受けた者の責任において処理しなければならない（ただし、事故の発生が局の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない）。
- (3) センター施設の利用にあたり、使用許可を受けた者の責に帰すべき事由によりセンター施設、研修機器その他体験型研修センターの施設等に損傷を与えた場合は、その損害を局に対して賠償しなければならない。
- (4) センター施設の利用後は、直ちに片づけを行い、使用した箇所を直ちに原状回復しなければならない。

(施行の細目)

第 13 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。